

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等に関する パブリックコメント（意見公募手続）の実施について

平成27年2月4日
初等中等教育局教育課程課

文部科学省では、平成26年10月21日の中央教育審議会答申「道徳に係る教育課程の改善等について」を踏まえ、学校教育法施行規則の一部改正並びに小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正等を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について、パブリックコメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

なお、下記の要領にのっとっていないものは受領いたしかねますので、御了承ください。

【1. 案の具体的内容】

→「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について（概要）」「小学校学習指導要領案」「中学校学習指導要領案」「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案」参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付はいたしかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成27年3月5日（木）必着
- (3) 宛先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局教育課程課 宛

FAX番号：03-6734-4900

電子メールアドレス：doutoku@mext.go.jp

(判別のため、件名は【省令案等への意見】としてください。また、コンピュータウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入ください。)

【3. 意見提出様式】

- ・件名：【省令案等への意見】と明記してください。
 - ・氏名：法人又は団体の場合はその名称。
 - ・性別、年齢：法人又は団体の場合は記入不要。
 - ・職業：在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习する学校段階を記入。法人又は団体の場合は「団体」と記入。
 - ・住所：法人又は団体の場合は主たる事務所の所在地を記入。
 - ・電話番号
 - ・意見：御意見が1000字を超える場合、その要旨を記載してください。
 - ・意見の分類：下記の①～③の分類番号から一つ選んで明記してください。
- ※ 複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点ごとに別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

分類番号	意見の観点
学校教育法施行規則の一部を改正する省令案	
①	学校教育法施行規則の一部を改正する省令案について
小学校・中学校学習指導要領案【第1章 総則】	
②	第1章総則について
小学校・中学校学習指導要領案【第2章 各教科】【第4章 外国語活動（小学校のみ）】【第5章（中学校第4章）総合的な学習の時間】【第6章（中学校第5章）特別活動】	
③	第2章各教科、第4章外国語活動（小学校のみ）、第5章（中学校第4章）総合的な学習の時間、第6章（中学校第5章）特別活動について
小学校・中学校学習指導要領案【第3章 特別の教科 道徳】	
④	第1目標について
⑤	第2内容 A主として自分自身に関する事 について
⑥	第2内容 B主として人との関わりに関する事 について
⑦	第2内容 C主として集団や社会との関わりに関する事 について
⑧	第2内容 D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事 について
⑨	第3指導計画の作成と内容の取扱いについて
⑩	その他
特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案	
⑪	特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案について
小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める告示案	
⑫	小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める告示案について
その他	
⑬	その他

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（初等中等教育局教育課程課）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について（概要）

1. 検討の経緯

平成25年2月、教育再生実行会議の第一次提言において、心と体の調和のとれた人間の育成に取り組む観点から、道徳教育の抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みにより教科化することが提言された。

これを受け、文部科学省で設置した「道徳教育の充実に関する懇談会」において、道徳教育の改善方策についての検討がなされ、平成25年12月に報告が取りまとめられた。

その報告を受けて、平成26年2月、中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問し、専門的な検討を経て、道徳の時間を「特別の教科」（仮称）として位置付けることなどを提言する「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申）が平成26年10月21日に文部科学大臣に提出された。

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1352890.htm)

この答申を踏まえ、このたび、学校教育法施行規則の一部改正や、小・中学校学習指導要領等の一部改正等を行うものである。

2. 学校教育法施行規則の一部を改正する省令案

(1) 「特別の教科である道徳」

従来の道徳の時間を「特別の教科」と位置付けるため、学校教育法施行規則において、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部の教育課程における「道徳」を「特別の教科である道徳」と規定する。

(2) 施行期日

小学校及び特別支援学校小学部に関する改正規定は平成30年4月1日から、中学校及び特別支援学校中学部に関する規定は平成31年4月1日から施行。

3. 小学校学習指導要領案

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第52条の規定に基づき、小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）の一部を別添資料のように改正し、平成30年4月1日から施行する。平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における小学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

注：小学校学習指導要領案は別添資料参照

※ 「特別の教科 道徳」の評価については、上記の中央教育審議会答申において、

- ・一人一人のよさを伸ばし、道徳性に係る成長を促すための適切な評価を行うことが必要
- ・児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価していくことが必要。ただし、「特別の教科 道徳」（仮称）について、数値などによる評価は不適切
- ・指導要録に「特別の教科 道徳」（仮称）の評価を文章で記述するための専用の記録欄を設けることなどの改善を図ることが必要。また、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の成果として行動面に表れたものを評価す

ることについては、現行の指導要録の「行動の記録」を改善し活用することなども考えられる
等の趣旨の提言がなされている。今後このような方向性を踏まえ、その評価や指導要録の在り方、調査書における取扱いについては、専門家による会議を設けて専門的な観点から検討する。(中学校及び特別支援学校小学部・中学部も同様。)

4. 中学校学習指導要領案

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第74条の規定に基づき、中学校学習指導要領(平成20年文部科学省告示第28号)の一部を別添資料のように改正し、平成31年4月1日から施行する。平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における中学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

注：中学校学習指導要領案は別添資料参照

5. 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第129条の規定に基づき、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年文部科学省告示第36号)の一部を別添資料のように改正し、平成30年4月1日から施行する。ただし、中学部については、平成31年3月31日まで、なお従前の例によるものとし、また、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

注：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領案は別添資料参照

6. 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める告示案

平成27年度から平成29年度における小学校の教育課程の編成及び指導について、現行の小学校学習指導要領の各規定にかかわらず、その全部又は一部について、改正後の小学校学習指導要領の各規定によることができることとする。

7. 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める告示案

平成27年度から平成30年度における中学校の教育課程の編成及び指導について、現行の中学校学習指導要領の各規定にかかわらず、その全部又は一部について、改正後の中学校学習指導要領の各規定によることができることとする。

8. 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める告示案

平成27年度から平成29年度における特別支援学校小学部及び平成27年度から平成30年度における特別支援学校中学部の教育課程の編成及び指導について、現行の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の各規定にかかわらず、その全部又は一部について、改正後の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の各規定によることができることとする。

報部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

道徳教科化へのパブコメ識者が参考資料

文部科学省は、教科に格上げする小中学校の道徳の学習指導要領改定案を公表し、パブリックコメント(意見公募)を実施中だ。教科化で、子どもたちが本音を語れなくならないか。戦前と似てくるのでは。そう危機感を持った研究者が「意見を寄せる際の参考に」と、日本の道徳教育の流れを解説する資料を作成した。

資料は「道徳の内容の歴史」。教育学専門の大森直樹・東京学芸大准教授と池田賢市・中央大教授が、戦前の教科「修身」から今回の改定案までの流れを解説している。昨年十月、中央教育審議会が道徳教科化を答申した際に作った資料の続編で、近く大森氏の研究室ホームページで公開する。資料作りのきっかけとなったのは、大森氏と家族との最近の会話だった。「小学五年の息子が『道徳は心を育てるものですよ。それを評価されるのは絶対嫌だ』と話していた。子どもが感じていることを、文科省や大人が分かっているか」と

道徳は、小学校で二〇一八年度、中学校で一九年度

「修身」の愛国心教育 反省なき復活?

(篠ヶ瀬祐司)

に教科になる見通しだ。大森氏は教科化の弊害を指摘する。「道徳を養うことは必要だが、生活の中で反復しながら身に付けるものだ。意図的、計画的にすれば建前になる。建前が大き



くなれば、子どもたちが教師の望むものは何かと考へ、本当の表現をできなくなる恐れがある」

点数ではなく、文章で評価する「特別の教科」という位置づけだが、授業ではもちろん検定教科書が使われる。「民間会社が教科書を作る」とはいえ、根本は国が決める。国が決めた方法に沿って教育が行われる。子どもにとって何が必要か

を、先生と子どもたちが考える仕組みは圧迫されるだろう」(大森氏)

歴史を振り返ったのは「戦前と戦後の道徳教育の共通性を明らかにしたかったからだ」という。戦前は一九〇〇年の「教育に関する勅語」に基づき、「修身」で行われた。徳目の中心は愛国心で「徴兵の発令を受けたときは喜んで応じるべきだ」と解釈されていた。

戦後、「修身」は姿を消したものの、一九五八年の学校教育法施行規則改正で「道徳の時間」が特設された。第一次安倍政権の二〇〇六年の教育基本法改正で、教育目標に「国と郷土を愛することともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が盛り込まれ、愛国心教育の根柢が積み上がった。

文科省が作った副読本「私たちの道徳」を背景に、教育再生実行会議で道徳教科化の提言を受け取る安倍首相(右)のコーラージュ

歴史振り返り危機感/推進派「押し付けでない」

危機感を覚えるのは研究者だけではない。教育現場で道徳復活に反対してきた元教員の北村小夜氏(左)も「戦前教育の反省がなされないまま、子どもに教える徳目を引き継ぐ」としている。教科化後は子どもを厳しく評価するだろうし、評価する先生の負担も重くなる」と警鐘を鳴らす。

パブコメ期間は三月五日まで。大森氏は「保護者や市民が意見表明できる限られた機会だ。意見を寄せる際、資料を参考にしていたければ」と語る。

一方、道徳教育を進めようとする側にも、パブコメに向けた動きがある。

財団法人「日本教育再生機構」はホームページで、「価値観の押し付けだ」という根柢のない批判に屈しないようにしてください」といなどの、意見の「参考例」を示している。日本最大の右派組織といわれる「日本会議」の会員向け「メール情報」も、道徳の教科化を後押しする意見を寄せるよう呼び掛けている。

道徳教科化へ指導要領改訂案 いじめ対応など6項目追加

高浜行人、片山健志 2015年2月5日05時05分

小中学校の「道徳」が2018年度にも教科外の活動から教科に格上げされるのに向け、文部科学省が教科書をつくる際の土台となる学習指導要領の改訂案をまとめ、4日発表した。いじめ問題への対応などとして6項目を加え、子どもに主体的に考えさせるよう求めている。

教科化で最も大きく変わるのは、子どもが道徳性をどのくらい身につけたかが評価されるようになること。学ぶ内容自体は小幅な変更にとどまった。評価の仕方については、今後専門家会議を立ち上げて議論し、15年中に結論を出すという。

道徳の教科化は、07年に第1次安倍内閣で検討されたが、検定教科書の導入が困難などとして実現しなかった。だが、11年に大津市でいじめを受けた中学生が自殺したことなどを受け、政府の「教育再生実行会議」が13年2月に再度提案。中央教育審議会（文科相の諮問機関）が昨年10月、文章で子どもを評価する「特別の教科」にするよう答申した。

今回の指導要領の改訂では、いじめの防止などのため、学習内容に「誰に対しても分け隔てをせず公正、公平な態度で接すること」など6項目を加えた。また、現行の小学1、2年生の「郷土の文化と生活に親しみ、愛着を持つ」の項目の冒頭には、「我が国や」が追加され、3年生以上だった愛国心教育が前倒しされた。文科省の担当者は、「他国の文化に親しむに当たり、自国の文化も知る必要がある」と説明する。

ただ、こうした項目に沿った評価が導入されると、教員が主観的に「愛国心が無い」と断定したり、教員が求める愛国心を持っているように子どもが振る舞ったりする恐れもある。文科省の担当者は、「項目一つひとつよりは、学んだこと全体を通じてその子がどう伸びたかを積極的に評価する」としている。

学ぶ内容の追加や統合で、改訂案の項目は小1、2年が19（現行16）、3、4年が20（同18）、5、6年が22（同22）、中学校が22（同24）になった。

また、教員が価値観を押しつけることを防ぐため、子ども同士の議論を通じた「問題解決学習」や寸劇などの「体験学習」を採り入れるよう促している。

文科省は指導要領の改定案をwebページ（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）で公開し、3月5日までパブリックコメントを募る。4月からは一部の小中学校で新しい指導要領に基づいた授業が行われる見込みだ。（高浜行人、片山健志）